

令和 8 年 6 月 23 日

## 機能性表示食品制度に関する説明会の開催について

平素より、機能性表示食品制度に理解いただきありがとうございます。

機能性表示食品制度においては、食品表示基準の一部を令和 6 年 8 月 23 日に改正し、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の適正製造規範（Good Manufacturing Practice:GMP）に基づく製造管理並びに届出された機能性表示食品の遵守状況についての自己点検及び評価の実施とその結果報告（以下「自己点検等報告」という。）等を要件化しました。

GMP に基づく製造管理については、本年 8 月 31 日まで経過措置期間を設け、各製造等施設に対して GMP の実施状況の確認及び必要に応じた助言等を実施し、さらにフォローアップを進めているところです。本年 9 月 1 日の完全施行に向けて、製造施設における GMP に基づく製造管理の実施状況及び届出者が実施すべき確認事項を取りまとめました。

自己点検等報告については、本年 3 月 31 日の最初の報告期限までに報告された内容の取りまとめを行い、その結果と届出者への留意事項を整理しました。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたします。

### 記

#### 【開催概要】

日 時：令和 8 年 7 月 6 日（月）14 時 00 分～16 時 00 分

開催方法：オンライン（Microsoft Teams）のみ

※会議 URL は、説明会前日までに当庁 HP に掲載予定です。

対 象 者：機能性表示食品の届出者等（記者や自治体の方、一般の方も参加可）

内 容：・製造施設の GMP 実施状況及び届出者が実施すべき確認事項  
・自己点検等報告の取りまとめを踏まえた留意事項 等

#### ※注意事項

- ・傍聴に係る事前の応募受付はございません。
- ・主催者以外の音声は一律消音しますので、質疑応答については開催時間の範囲内で、チャット機能の文字入力でのみ受け付ける予定です。
- ・本説明会の資料は、当庁 HP に掲載する予定です。撮影、録画・録音は禁止とします。
- ・傍聴等に係るインターネット通信料は、参加者の負担となります。
- ・パソコン、タブレット、スマートフォン等での傍聴が可能ですが、安定したネット

ワーク環境の利用を推奨します。

- ・ ネットワークの回線状況や Wi-Fi 環境により動作に支障が出る場合がございますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 接続、音量調整等、技術的な質問については回答できません。

以上

<問合せ先>

消費者庁食品表示課保健表示室

TEL : 03-3507-9121 (直通)

担当 : 糸井、桑原、阿部